

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定め  
たため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地 目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備 考
集R 3-1	始良市寺師 2 6 4 1-2	8 3 林班 ア 2	山 林	0. 0 5 7 2	5 年 9 ヶ月 (2027. 3. 31)	
	" 2 6 4 2-2	8 3 林班 ア 4	原 野	0. 0 5 0 4	" "	
	" 2 6 9 0	8 3 林班 ア 5 6	山 林	0. 0 4 2 4	" "	
	" 2 6 4 2-1	8 3 林班 ア 6 6	山 林	0. 1 0 6 7	" "	
	計			0. 2 5 6 7		

2 縦覧場所 始良市林務水産課  
始良市のホームページ (<http://www.city.aira.lg.jp/>)

3 本公告により、始良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定め  
たため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 R 3 - 2	始良市寺師 2 6 5 0 - 4	8 3 林班 ア 1 5	山 林	0 . 0 2 6 5	5 年 9 ヶ 月 (2027. 3. 31)	
	計			0 . 0 2 6 5		

2 縦覧場所 始良市林務水産課  
始良市のホームページ (<http://www.city.aira.lg.jp/>)

3 本公告により、始良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定め  
たため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地 目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備 考
集 R 3 - 3	始良市寺師 2 6 4 8 - 4	8 3 林班 ア 6 8	山 林	0. 0 2 5 0	5 年 9 ヶ 月 (2027. 3. 31)	
	計			0. 0 2 5 0		

2 縦覧場所 始良市林務水産課  
始良市のホームページ (<http://www.city.aira.lg.jp/>)

3 本公告により、始良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定さ  
れる。

以上

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定め  
たため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地 目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備 考
集R3-4	始良市寺師 1425	83林班 イ17	田	0.0365	5年9ヶ月 (2027.3.31)	
	" 1426	83林班 イ18	田	0.1088	" "	
	計			0.1453		

2 縦覧場所 始良市林務水産課  
始良市のホームページ (<http://www.city.aira.lg.jp/>)

3 本公告により、始良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定め  
たため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地 目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備 考
集R3-5	始良市寺師 1428	83林班 イ19	田	0.0564	5年9ヶ月 (2027.3.31)	
	" 1345	84林班 エ17	畑	0.1224	" "	
	計			0.1788		

2 縦覧場所 始良市林務水産課  
始良市のホームページ (<http://www.city.aira.lg.jp/>)

3 本公告により、始良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

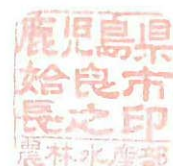
公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定め  
たため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集R 3-6	始良市寺師 1 2 0 5 - 1	8 3 林班 ウ 6 2	畑	0. 0 8 0 0	5 年 9 ヶ 月 (2027. 3. 31))	
	" 1 2 0 5 - 2	8 3 林班 ウ 6 3	畑	0. 0 2 5 0	" "	
	計			0. 1 0 5 0		

2 縦覧場所 始良市林務水産課  
始良市のホームページ (<http://www.city.aira.lg.jp/>)

3 本公告により、始良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

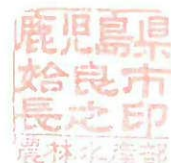
公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定め  
たため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地 目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備 考
集R 3-7	始良市寺師 1 1 3 9	8 3 林班 才 1	山 林	0. 1 9 5 1	5 年 9 ヶ月 (2027. 3. 31)	
	" 1 1 2 5	8 3 林班 カ 2 0	山 林	0. 1 7 1 6	" "	
	計			0. 3 6 6 7		

2 縦覧場所 始良市林務水産課  
始良市のホームページ (<http://www.city.aira.lg.jp/>)

3 本公告により、始良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定さ  
れる。

以上

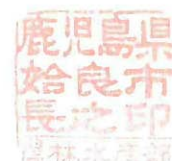
公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定め  
たため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地 目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備 考
集R3-8	始良市寺師 1144-1	83林班 才3	山 林	0.2181	5年9ヶ月 (2027.3.31)	
	" 1140	83林班 才32	畑	0.0335	" "	
	" 1141	83林班 才33	田	0.0230	" "	
	" 1142	83林班 才34	田	0.1090	" "	
	" 1155	83林班 才38	畑	0.0605	" "	
	計			0.4441		

2 縦覧場所 始良市林務水産課

始良市のホームページ (<http://www.city.aira.lg.jp/>)

3 本公告により、始良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上



公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定め  
たため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地 目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備 考
集 R 3 - 9	始良市寺師 1 1 5 6	8 3 林班 オ 3 9	畑	0 . 0 9 8 0	5 年 9 ヶ 月 (2027. 3. 31))	
	計			0 . 0 9 8 0		

2 縦覧場所 始良市林務水産課  
始良市のホームページ (<http://www.city.aira.lg.jp/>)

3 本公告により、始良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

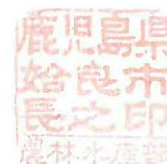
公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定め  
たため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地 目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備 考
集 R 3 - 10	始良市寺師 1 1 2 0	8 3 林班 カ 1 7	山 林	0. 0 9 9 0	5 年 9 ヶ 月 (2027. 3. 31))	
	" 1 4 0 4	8 4 林班 イ 1 8	山 林	0. 2 1 0 8	" "	
	計			0. 3 0 9 8		

2 縦覧場所 始良市林務水産課  
始良市のホームページ (<http://www.city.aira.lg.jp/>)

3 本公告により、始良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定め  
たため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地 目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備 考
集 R 3 - 11	始良市寺師 1 4 0 0	8 4 林班 イ 1 5	山 林	0. 0 6 5 7	5 年 9 ヶ月 (2027. 3. 31))	
	計			0. 0 6 5 7		

2 縦覧場所 始良市林務水産課  
始良市のホームページ (<http://www.city.aira.lg.jp/>)

3 本公告により、始良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定さ  
れる。

以上

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定め  
たため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集R 3-12	始良市寺師 1 3 5 1	8 4 林班 エ 4	山 林	0. 1 3 6 4	5 年 9 ヶ月 (2027. 3. 31))	
	計			0. 1 3 6 4		

2 縦覧場所 始良市林務水産課  
始良市のホームページ (<http://www.city.aira.lg.jp/>)

3 本公告により、始良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定め  
たため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地 目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備 考
集R 3-13	始良市寺師 2 2 6	8 4 林班 ク 2	山 林	0. 3 5 5 6	5 年 9 ヶ月 (2027. 3. 31))	
	計			0. 3 5 5 6		

2 縦覧場所 始良市林務水産課  
始良市のホームページ (<http://www.city.aira.lg.jp/>)

3 本公告により、始良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

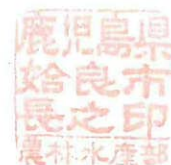
公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定め  
たため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 R 3 - 14	始良市寺師 1 3 6 3	8 4 林班 エ 9	山 林	0. 1 5 0 6	5 年 9 ヶ月 (2027. 3. 31)	
	計			0. 1 5 0 6		

2 縦覧場所 始良市林務水産課  
始良市のホームページ (<http://www.city.aira.lg.jp/>)

3 本公告により、始良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上